

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年1月15日開催（信託協会との意見交換会）]

1. フィッシング対策について

- 2023年におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害総額は、それぞれ5,578件、約87.3億円であり、過去と比べて急増している。足元、2024年上半期においては、被害件数1,728件、被害総額約24.4億円となり、被害は高止まりしている。また、フィッシング攻撃による被害は、預金取扱金融機関に限ったものではなく、それ以外の金融機関の顧客に対しても発生している。
- 金融庁は、警察庁とも連携し、一般利用者向けに注意喚起を行っているほか、金融機関に対して、累次にわたりフィッシング対策強化の要請を行ってきた。政府としても、2024年6月の「国民を詐欺から守るための総合対策」（※1）において、フィッシング対策の強化の方策として、「送信ドメイン認証技術（DMARC（※2））への対応促進」を始め、「フィッシングサイトの閉鎖促進」や「パスキー（※3）の普及促進」を掲げている。

※1 国民を詐欺から守るための総合対策（2024年6月18日、犯罪対策閣僚会議）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>

※2 DMARC(Domain-based Message Authentication, Reporting, and Conformance):SPF・DKIMの認証結果を利用し総合的に送信ドメイン認証を行う技術。受信したメールが正規の送信元から送られてきたかを検証できる技術の一つ。ドメイン管理者は、認証に失敗したメールの取扱いを送信側でポリシー(DMARCポリシー)として宣言できる。これにより、なりすまされているメールは受け取らない、といった強いポリシーを受信側に伝えることができるようになる。

※3 パスキー:パスワードが不要な認証技術。フィッシングサイト等の正規サイト以外のウェブサイトにおいては、認証が機能しないといった観点から認証技術の漏えいリスクを低減できる効果があるとされている。

- こうした足元の状況や「総合対策」を踏まえ、2024年12月24日、金融庁は警察庁と連携し、業界団体を通じ、各金融機関に向け、フィッシング対策の強化を求める要請文を発出した。
- 各金融機関においては、これまでもフィッシング対策の強化を推進してき

たものと承知しているが、フィッシングの手口がますます巧妙化している状況も踏まえ、被害が発生してから対策を講ずるのではなく、あらかじめ対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合には、経営陣自らの問題としてしっかり対応していただきたい。

2. サイバーセキュリティセルフアセスメントの結果還元について

- 2024年6月下旬に投資信託協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価の集約結果を、2024年10月末に各金融機関へ還元した。
- 各金融機関の経営陣においては、
 - ・ 還元した個票を見ると、他の金融機関と比べた自社の状態が分かるようになっているので、状況を確認していただきたい。
 - ・ その上で、業態対比で統制が弱い項目について、重要度及び緊急度に応じ、優先順位を付けて対応方針を決定するとともに、必要な人員、予算を投下していただきたい。
- 対応方針については、年次の業務計画に盛り込むことなどにより、経営陣において進捗を確認し、遅延や障害があれば原因を確認して是正していただくようお願いしたい。

3. 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について

- 量子コンピュータが実用化されると、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が損なわれる（危殆化する）ことが指摘されており、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography、PQC）への移行に向けた検討が国内外で始まっている。
- こうした中、金融庁において、PQCへの移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について関係者と検討を深めるため、「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」※（以下「本検討会」）を2024年7月から10月にかけて全3回開催した。

※ 本検討会には、3メガバンクや預金取扱金融機関に係る業界団体の代表者や暗号に関する有

識者等がメンバーとして参加し、オブザーバーとして金融 ISAC、CRYPTREC 事務局、金融情報システムセンター (FISC)、日本銀行金融機構局、内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) が参加した。

- PQC への移行対応は、既存の暗号の危殆化によって脅威に晒され得る情報資産を洗い出し、重要性に応じて優先順位を付け、システム投資を行う必要があるなど、長期にわたり多大なリソースを要するため、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な対応が必要である。本検討会は、預金取扱金融機関を想定したものだが、経営陣がリスクを正しく認識し、リスク低減策を適切に推進できるようにする観点から、本検討会の議論は預金取扱金融機関以外の業態にも参考になるはずである。本検討会の議論を踏まえた成果物（報告書）を 2024 年 11 月 26 日に公表したので、ぜひ一読いただきたい。

(金融庁ウェブサイト) <https://www.fsa.go.jp/singi/pqc/index.html>

4. 8 月の市場変動に係る分析について

- 2025 年 1 月 8 日に、「FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集-(2025.1) vol.1」を公表し、2024 年 8 月上旬の日本株市場の相場変動に関する分析を紹介している。
- 急激な相場変動が起こるメカニズムを解明し金融システムに対するリスクを評価することは、金融機能の安定のためにも重要である。
- これに加えて、今回のレポートでは、日経平均先物取引の注文・取引明細データを用いて、当時の市場の需給の偏り、主体別の取引集中度、価格変動への影響度、流動性等について分析を行っている。市場関係者への参考にしていただきたい。
- 今後も、高粒度データの利用も含めて、株式市場等の実態把握や分析に取り組んでいく。

5. Japan Fintech Week 2025 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025 年 3 月 3 日～7 日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催する。
- 2024 年 3 月に初開催した際には、官民様々な団体による関連イベントが開

催され、国内外から延べ 13,000 人以上の方に参加いただいた。次回は、新たに運営に加わっていただく Fintech 協会とも連携し、更なるコンテンツ拡充等を通じて、金融機関やフィンテック事業者、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出したい。

- 生成 AI などテクノロジーの進展には目を見張るものがあり、金融庁としては、潜在的なリスクに対応いただきつつも、「チャレンジしないリスク」も踏まえて、イノベーションの実現に向けて各金融機関に積極的に取り組んでいただきたい。開催期間中は、その一助となるよう、AI やデジタル資産、資産運用立国、送金・決済、コンプライアンスの高度化等をテーマに多面的な議論とネットワーキングを行う予定である。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。経営層から現場担当者レベルまで様々な方に訴求するコンテンツを用意しており、各金融機関においては、是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 2025 概要

- 日時：2025 年 3 月 3 日（月）～7 日（金）【コアウィーク】
- 会場：都内各地、各地方都市で開催予定
- 主催：金融庁、一般社団法人 Fintech 協会
- ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2025/index.html>

(参考) : FIN/SUM 概要

- 日時：2025 年 3 月 4 日（火）～7 日（金）[4 日間] 9:00-18:00
- 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- チケット登録：2025 年 1 月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始予定

6. マネー・ローンダリング等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネー・ローンダリング（マネロン）等対策については、各金融機関において 2024 年 3 月末の期限までに整備した基礎的な態勢の実効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロ

ン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。

- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や事例を公表すべく準備を進めている。
- 公表は 2025 年 3 月頃を目指しており、今後パブリック・コメントに付す予定である。
- 経営陣においては、マネロンガイドラインで求めている有効性検証について金融庁の公表物を待つことなく、リスクに応じて段階的に着手する必要があると認識し、対応を進めていただきたい。

7. サイバー安全保障について

- 2024 年 6 月から 11 月にかけて、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が内閣官房において開催され、2024 年 11 月 29 日に同有識者会議の提言が示された。

※ 「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html (内閣官房ウェブサイト)

- 今後、本提言を受けた制度整備にあたり、政府全体の取組の中で、金融庁としても各業界とよく意見交換してまいりたい。

8. NISA 利用状況調査結果について (2024 年 9 月末)

- 2024 年 9 月末時点の NISA 口座数は約 2,509 万口座、総買付額は合計約 49.0 兆円となった。2024 年 1 月から 9 月までの間、2023 年の同時期と比較して、口座数は約 2 倍のペースで、買付額は 3 倍以上のペースで増加しており、今や 18 歳以上の国民の 4 人に 1 人に、NISA 口座を保有いただいている。
- 引き続き、繰り返しになるが、国民の皆様が、安定的な資産形成のひとつの選択肢として、新 NISA 制度を適切に活用できるよう、金融機関においては、わかりやすく丁寧に周知・広報を行うとともに、顧客本位の業務運営を徹底いただきたい。

<周知・広報を行う上での留意点>

利用者が資産形成に踏み出す前提として、以下の内容を適切に理解できるような周知・広報を行うこと。

- ・ 利用者自身が、それぞれのライフプランやライフステージを踏まえ、どのような資金ニーズが発生するか、それに対応してどのような資産形成が必要かをよく考えることが重要であること。
- ・ 長期・積立・分散投資の意義と同時に、投資には、様々なリスクや元本割れのおそれもあること。
- ・ 資産形成に取り組むに当たっては、NISA 以外の選択肢も含め、様々な方法や制度を適切に組み合わせて活用することが重要であること。

<顧客対応を行う際の留意点>

顧客本位の業務運営を徹底し、特に以下の内容を踏まえて対応すること。

- ・ 顧客ニーズやリスク許容度の確認
- ・ 提案・販売する商品の特性や注意点等に関する丁寧な説明
- ・ 販売後のフォローアップ等

9. クライメート・トランジション利付国債について

- 2024年2月より、世界初の国によるトランジション・ボンドとして「クライメート・トランジション利付国債」(CT国債)が累次発行されており、幅広い投資家から受け入れられたものと評価している。また、既に相当数の投資家が、自社のウェブサイト等において、CT国債に投資した旨を表明しているものと認識している。
- CT国債は、世界の中でもパイオニアとなる取組であり、政府としても一丸となって取り組んでいる。各金融機関においても、CT国債を購入した場合にはその旨を自社ウェブサイト等で開示していただけると、社会全体のグリーン・トランスフォーメーション(GX)への機運を高める観点からも有意義と考えている。

10. 令和7年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和7(2025)年度税制改正要望においては、

- ・ 「資産所得倍増プラン」・「資産運用立国」の実現
 - ・ 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
 - ・ 安心な国民生活の実現として、保険関連などの項目を要望した。
- その結果、2024年12月20日に公表された与党税制改正大綱においては、
- ・ NISAの利便性向上等
 - ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
 - ・ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
- など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。
- NISAの利便性向上等については、金融機関変更時の即日買付が可能となるほか、つみたて投資枠で投資可能なETFに係る要件について、従来の買付方法（定額買付）に加えて、設定金額内で取得可能な最大口数での買付が可能となる。こうした買付方法の柔軟化を通じ、より多様な商品の提供が実現することを期待したい。
- 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、会社員の企業型DC・iDeCo全体の拠出限度額が、賃金の伸びを踏まえ7,000円引き上がり、iDeCoの拠出限度額は最大で約3倍になることとなった。また、自営業者のiDeCo等の全体の拠出限度額も同様に7,000円引き上がることとなった。
- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、特に「こども未来戦略」の集中取組期間（2026年度まで）であることを踏まえ、適用期限が2年延長されることとなった。
- なお、「NISA口座の開設後10年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認」については、「金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討を行う」と記載されている。
- 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組を行っていききたい。

- 税制改正要望プロセスにおいては、各業界から様々なご支援をいただいた。

11. 「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」について

- 2024年11月22日、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①「日本経済・地域経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」、②「物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～」、③「国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～」の3つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。
- 金融庁関連としては、
 - ・ 「資産運用立国」の実現に向けた、コーポレートガバナンス改革の推進や、「金融・資産運用特区」のプロモーションや「Japan Weeks」を通じた日本市場の魅力発信、J-FLEC等と連携した地域の金融経済教育の充実のほか、
 - ・ プロ投資家に対する非上場株式の勧誘における規制の見直しやインパクト投資の更なる普及・浸透等を通じた、スタートアップの資金調達支援のための環境整備、
 - ・ レビキャリ（REVICの人材プラットフォーム）の活用による大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングの促進、などの施策が盛り込まれている。
- 金融庁としては、こうした取組を通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。各金融機関においても、ご理解・ご協力を宜しくお願いしたい。

12. FSB 移行計画ワーキンググループ（TPWG）によりまとめられたレポートの公表について

- 近年、企業（金融機関及び非金融機関）が気候関連リスクの戦略と管理を

明確にするためのツールとして、移行計画への関心が高まっている。移行計画は、ステークホルダーが企業の気候変動及び移行へのアプローチについて情報を得るためにも活用されている。

- 金融安定理事会（FSB）に設置された移行計画ワーキンググループ（TPWG: Transition Plan Working Group）においては、金融庁のチーフ・サステナブルファイナンス・オフィサーの池田議長の下、金融当局の観点から金融安定との関連性について、業界へのアウトリーチの結果も踏まえつつ議論を行ってきた。今般、報告書を取りまとめて公表することとなったため、ご紹介したい。
- 本報告書は、何らかの勧告を行うことは目的としておらず、移行計画の目的や現在の業界の慣行、各国の金融当局による利用の状況を整理し、金融の安定性の評価に移行計画を利用することの限界と課題、可能性について検討した結果をまとめたものである。
- 本報告書において、移行計画が気候関連金融リスクと相互に関係する可能性を指摘しつつ、他方で、金融の安定性の評価のために移行計画を利用することについては、情報の信頼性や比較可能性をサポートするためのより一層の標準化、データの利用可能性の拡大等が必要であるとされた。今後の具体的な利用に向けては、国際機関や基準設定主体の作業や各国当局の取組、実務の進展を待つ必要性が述べられている。
- 本報告書は2025年1月14日にFSB ウェブサイトで公表されており、金融庁ウェブサイトにも掲載している。詳細は本文を参照いただきたい。

13. 適切な事業者支援について

- （常々触れているが、）各金融機関においては、日々、顧客企業との日常的・継続的なコミュニケーションを通じ、経営改善・事業再生等に資する資金繰りを含めた様々な支援に尽力いただいているものと理解している。
- そこで支援の過程においては、中には顧客企業の背景等にある外部の支援関係者等との連携により実施するケースもあろうかと思う。
ただし、中には、
 - ・ 融資に関し無登録で仲介業務を行った疑いで逮捕されたケースや、
 - ・ 後継者のいない企業に買収を持ち掛け、資産を譲渡させてから放置す

るといった件に関わる悪質な M&A 仲介業者が存在する
との報道もある。

- そのような者に関与あるいは利用されることは、公共性を有し経済的に重要な機能を営む各金融機関にとってあってはならないし、更に言えば、顧客企業への健全な経営支援の文脈においてもマイナスの結果となりかねない。
- こうした観点からも、引き続き、顧客企業との間でのよりきめ細かなコミュニケーションを通じ、できる限りその事情や背景等を確認・把握いただき、万が一の場合は、警察当局との連携も視野に含めた、最良・最適なソリューションの提案・実行をお願いしたい。

14. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

- 2024 年 11 月 19 日、預金取扱金融機関における障がい者等に配慮した取組状況について、2024 年 3 月末時点でのアンケート調査結果を公表した。
- 聴覚障がい者等向けの電話リレーサービスについて、信託銀行では非対応の先があるため、対応を進めていただくとともに、既に対応している場合でも、対応可能なサービスの拡充に取り組んでいただきたい。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続に関して、引き続き「支店によって対応してくれるかどうか異なることがあった」といった意見が金融庁に寄せられている。内部規定の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力向上の徹底が重要である。
- 本アンケート調査の結果も参考としていただき、障がい者等の利便性向上に向けて、一層の取組をお願いしたい。

15. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査結果の公表について

- 各金融機関における後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入状況について、2024 年 3 月末を基準日としてアンケート調査を実施し、その結果を 2024 年 12 月 18 日に公表した。
- 支援預貯金・支援信託を導入済とする金融機関の割合（個人預貯金残高ベース）は約 72%となり、引き続き増加しているほか、導入予定とする金融機

関も約 21%となっている。

- 他方、一部には、業務体制の構築が困難とするほか、顧客のニーズがないなどとして、支援預貯金・支援信託の導入を見送っている金融機関も見られる。
- 成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするためには、後見人による不正を未然に防止し、被後見人の財産が適切に管理・利用されるための仕組みが重要であり、各金融機関においては、支援預貯金・支援信託の導入に向けて前向きな検討をお願いしたい。
- また、既に導入済の金融機関においても、成年後見制度や権利擁護支援に対する理解を促進し、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図られるよう、一層の取組を推進していただきたい。

16. 「認知症施策推進基本計画」を踏まえた取組について

- 2024 年 12 月 3 日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号）に基づいて、認知症施策の総合的かつ計画的な推進に向けた「認知症施策推進基本計画」が閣議決定された。同基本計画においては、
 - ・ 認知症サポーターの養成促進、
 - ・ 認知症の人にとって利用しやすいサービスの開発・普及の促進、
 - ・ 認知症高齢者を標的とする特殊詐欺等、消費生活における被害を防止するための啓発等が盛り込まれている。
- 各金融機関においては、2019 年に策定された「認知症施策推進大綱」等を踏まえた従来の取組に引き続き、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」にするという同法の目的を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただきたい。

(以 上)